レストライザック北浦 FC 規約

第1章　総則

第1条　本クラブは名称をレストライザック北浦 FC（以下、本クラブ）と称する。

第2条　本クラブは特定非営利活動法人ヴァイセアドラー山口が運営する。

第3条　本クラブの事務局を山口県萩市土原 479-6 に置く。

第4条　本クラブはサッカーを通して、少年少女の人間力を育み、また、サッカー環境の向上により、地方都市の発展を目指し、地域社会に寄与することを目的とする。

第2章　入会資格及び入会手続き

第5条　各カテゴリー対象の年齢であり、運動を行うにあたり心身ともに健康で、その保護者が本規約を承諾した上で、同意及び遵守できる場合のみ入会資格を得る。

第6条　入会に先立ち、体験でトレーニングに参加することができる。ただし体験期間はおおむね 1 ヶ月とする。

第7条　入会希望者は、体験期間の有無に関わらず入会申込書に必要事項を記入し、スタッフに提出したのち、初回の会費を納入した時点で入会が認められる。

第3章　会費及び会費納入

第8条　1　会費は次の通りとする。

年会費	5,000 円	
月会費	ユース	3,000 円
	ジュニアユース	5,000 円
	ジュニア	4,000 円
	キッズ	2,000 円

GK スクール　　3,000 円

2　年会費は入会時、もしくは年度更新時期に納入する。

3　10 月～3 月の間に入会した場合、年会費は半額となる。

4　月会費は当月の 20 日までに納入する。

5　月会費を纏めて納入することもできる。

第9条　公式戦、遠征等に必要とされる費用、クラブが定めるユニフォーム等の費用は、都度スタッフより事前案内し、徴収するものとする。

第4章　活動

第10条　会員は本クラブ活動への参加を基本的に全員参加とする。

第11条　他団体の所属の有無に関わらず、トレーニングのみ参加する者をスクール生と定める。

第12条　以下の者は、日本サッカー協会に登録しレストライザック北浦 FC として公式戦または交流試合に出場できる。

1　入会申込用紙の選択を U-15 に選択した者。

2　入会申込用紙の選択を U-12 に選択した者。

3　他団体登録のスクール生で、所属団体の登録を抹消し、レストライザック北浦 FC で登録を完了した者。

第13条　トレーニングメニューの構成・指導指針は指導スタッフに決定権があるが、会員とその家族からの質問がある場合、指導スタッフは説明義務を負う。

第14条　雨天時、荒天候時の活動の中止は適宜担当スタッフより連絡する。

第15条　やむを得ない事情が発生し、予定していた活動が中止となる場合は担当スタッフより連絡する。

第16条　会員が本クラブ活動中に負傷した場合は、担当スタッフが応急処置を施し、病院への搬送等、その状況に応じて適切と思われる対応をする。

第17条　本クラブスタッフの管理以外で起きた事故・盗難や、本クラブスタッフ管理下においてもスタッフの指示に従わず起きた事故・盗難については、本クラブはその賠償を負わない。

第18条　会員が、本クラブが所有する備品等を破損、紛失した場合、当人に補償してもらう場合がある。

第19条　天災地変・社会情勢の変化、その他通常のクラブ運営を継続することが困難となる事由が生じた場合、本クラブの活動は休止もしくは閉鎖する。

第20条　会員は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記入事項に変更があった場合には、事務局もしくは担当スタッフに、その内容を報告する。

第21条　トレーニング、試合に関わらず、欠席・遅刻する場合は、事前に担当スタッフに連絡を入れる。

第5章　損害保険の加入

第22条　本クラブは会員に対し、必ずスポーツ安全保険への加入手続きを行う。

第23条　万が一、本クラブ活動中に怪我や事故が起きた場合、本クラブの管理下における活動中の怪我や事故と認められた場合のみ、保険の範囲内で賠償を受けることができる。

第6章　プライバシーポリシー

第24条　入会申込用紙に記入された個人情報については、本クラブは以下の目的以外は使用しない。

1　本クラブ並びにスタッフからの連絡。
2　日本サッカー協会登録並びに大会エントリー。
3　地方自治体の社会スポーツ団体登録。
4　補助金申請。
5　助成金申請。
6　減免申請。

7　搭乗手続きや宿泊手続き等での情報開示要求時。
8　救急搬送時の情報開示要求時。

第25条　会員は、写真ならびに動画を WEB サイト及び SNS、パンフレット等への掲載されることを承諾したものとする。同意できない場合は入会申込書の備考欄に記入する。

第7章　会員の失格

第26条　次の各号に該当するときは、運営スタッフ会議の議を経て、退会および除名することができる。
1　本規約に違反した場合。
2　本クラブのスタッフの指示に従わない場合。
3　社会規範に反する行為があった場合。
4　半年以上の欠席。
5　他会員や施設利用者、利用施設、本クラブに多大な迷惑をかけた場合。
6　規約第 8 条に反して指定納期後 3 ヶ月以上の滞納があった場合。

第8章　退会

第27条　退会を希望する者は次の各号を満たすことで退会できるものとする。
1　退会希望を申し出た月までの会費を納入している。
2　退会の旨を事前に担当スタッフへ伝えている。
3　対象年齢の上限に達したとき。

[附則]　本規約は 2019 年 4 月 1 日より実施する。